原議保存期間 5年(約9年3月31日まで) 有 効 期 間 一種(約9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長警 視 庁 組 織 犯 罪 対 策 部 長 各 道 府 県 警 察 本 部 長 各 方 面 本 部 長

殿

警察庁丁暴発第416号令和3年10月18日警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

農林漁業法人等投資育成事業からの暴力団排除の推進について(通達)

農業法人投資育成事業からの暴力団排除については、「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書の締結について」(平成26年4月14日付け警察庁丁暴発第181号。以下「旧通達」という。)により推進してきたところであるが、今般、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第26号)により農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)が改正され、法律の題名が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(以下「法」という。)に改められるとともに、投資対象が追加され、事業名が農林漁業法人等投資育成事業と変更されたこと等に伴い、警察庁と農林水産省は協議の上、別添のとおり「農林漁業法人等投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」(令和3年10月18日付け警察庁丁暴発第415号、3新食第716号、3経営第1696号。以下「合意書」という。)を新たに取り交わし、本年10月18日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 排除対象者

- (1) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの(農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第52号。以下「規則」という。)第4条第2項第10号)。
- (2) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、その役員(設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。)が暴力団員等に該当するもの(規則第4条第2項第9号二)。
- (3) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その無限責任組合員が次のいずれかに該当するもの (規則第4条第3項第9号ニ・ヘ・ト)。

ア 暴力団員等

- イ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その有限責任組合員が次のいずれかに該当するもの (規則第4条第3項第10号イ・ロ・ハ)。
 - ア 暴力団員等
 - イ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (5) 承認会社(法第5条に規定する「承認会社」をいう。以下同じ。)又は承認組合 (法第5条に規定する「承認組合」をいう。以下同じ。)から投資を受けた農林漁業 法人等については、次のいずれかに該当するもの(規則第4条第2項第11号イ・ロ又 は第4条第3項第11号イ・ロ)。
 - ア その役員(設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては、発起 人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろう とする者をいう。)のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
 - イ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 2 調査依頼への対応

本事業に係る照会は、事業計画の申請をした投資育成会社又は投資育成組合、承認会社又は承認組合、承認会社又は承認組合から投資を受けている農林漁業法人等(以下「投資事業主体等」という。)について、前記排除対象者に該当するか否か確認する必要がある場合、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長(以下「新事業・食品産業政策課長」という。)及び同省経営局金融調整課長(以下「金融調整課長」という。)から警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長(以下「暴力団対策課長」という。)に対して行われる。照会に関して、警察庁が警視庁及び道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等(以下「暴力団対策主管課等」という。)に対して暴力団排除条項該当性について調査依頼を行った場合は、確実な資料に基づき、適切に対応すること。

3 通知

暴力団対策主管課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)は、事件捜査等を通じて投資事業主体等が1の排除対象者に該当すると疑うに足りる相当な理由があると認めた場合は、暴力団対策課長を経由して新事業・食品産業政策課長及び金融調整課長に対し、合意書別記様式第3号により速やかに通知すること。

4 保護対策

暴力団対策主管課長等は、本事業の関係職員等に対する危害が予想される場合には、 有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要 性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添

農林漁業法人等投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 415 号 3 新 食 第 716 号 3 経 営 第 1696 号 令和 3 年 10 月 18 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

長 村 順 也

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長

長 野 麻 子

農林水產省経営局金融調整課長

中 尾 学

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第26号)により改正された農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号。以下「法」という。)、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(令和3年農林水産省令第46号)により改正された農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第52号。以下「規則」という。)及び法第3条第1項の承認に係る同条第5項第1号から第5号までに規定する適合性の確認等について定めた農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドラインに即し、農林漁業法人等投資育成事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁及び農林水産省の間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

なお、本合意書は、令和3年10月18日以降効力を有することとし、同日をもって、「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年4月14日付け警察庁丁暴発第180号・26経営第142号)は廃止する。

記

1 排除対象

農林漁業法人等投資育成事業から排除する対象は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの【規則第4条第2項第10号】。

- (2) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、その役員(設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。)が暴力団員等に該当するもの【規則第4条第2項第9号二】。
- (3) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その無限責任組合員が次のいずれかに該当するもの【規則第4条第3項第9号ニ・ヘ・ト】。

イ 暴力団員等

- ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その有限責任組合員が次のいずれかに該当するもの【規則第4条第3項第10号イ・ロ・ハ】。

イ 暴力団員等

- ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (5) 承認会社(法第5条に規定する「承認会社」をいう。以下同じ。)又は承認組合(法第5条に規定する「承認組合」をいう。以下同じ。)から投資を受けた農林漁業法人等については、次のいずれかに該当するもの【規則第4条第2項第11号イ・ロ又は第4条第3項第11号イ・ロ】。
 - イ その役員(設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては、 発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社 員になろうとする者をいう。)のうちに、暴力団員等に該当する者があるも の
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

2 照会等の手続

(1) 照会

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長(以下「新事業・食品産業政策課長」という。)及び農林水産省経営局金融調整課長(以下「金融調整課長」という。)は、農林漁業法人等投資育成事業の事業計画の申請をした投資育成会社(規則第4条第1項に規定する「投資育成会社」をいう。以下同じ。)又は投資育成組合(規則第4条第1項に規定する「投資育成組合」をいう。以下同じ。)、承認会社又は承認組合、承認会社又は承認組合から投資を受けている農林漁業法人等(以下「投資事業主体等」という。)について、排除対象に該当するか否か確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長(以下「暴力団対策課長」という。)に対し、文書(別記様式第1号)により照会するものとする。

(2) 回答

暴力団対策課長は、前記2(1)による照会を受けたときは、文書(別記様式

第2号)により回答するものとする。

なお、暴力団対策課長は、排除対象に該当するか否かの確認に際して、より 詳細な情報が必要となる場合は、更なる資料等の提供を求めることができるも のとする。

(3) 通知

警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)は、投資事業主体等が排除対象であると認めたときは、暴力団対策課長を経由して、新事業・食品産業政策課長及び金融調整課長に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 照会等に関する留意事項

- (1) 照会を行う場合は、当該照会の対象となる者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式により記録した電磁的記録媒体(CD-R等をいう。以下同じ。)を添付して行うものとする。
- (2) 暴力団対策課長、新事業・食品産業政策課長及び金融調整課長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。
- (3) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

4 情報管理の徹底

暴力団対策課長、新事業・食品産業政策課長及び金融調整課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

5 連携の強化

暴力団対策課長、新事業・食品産業政策課長及び金融調整課長は、照会等の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、農林漁業法人等投資育成事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

6 保護対策

暴力団対策課長は、本合意書に基づき農林水産大臣が農林漁業法人等投資育成事業に係る承認申請の却下、承認取消し等を行う場合において、新事業・食品産業政策課長及び金融調整課長から要請又は相談を受け、関係職員の保護対策等の措置が必要と認めるときは、関係する暴力団対策主管課長等に連絡するものとする。

7 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び農林水産省において、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式は省略